

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年10月11日（金）14：00～15：15

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 岡課長補佐、佐藤課長補佐、高橋課長補佐

専門検査部門 嶋崎管理官補佐、澤田原子力規制制度研究官、村尾企画調査官、柳原子力専門検査官

実用炉審査部門 正岡管理官補佐、塚部管理官補佐、照井安全審査官、立元審査チーム員

長官官房 制度改正審議室 古作企画調査官

中部電力株式会社 原子力本部 原子力部 運営グループ 副長 他1名

日本原子力発電株式会社 廃止措置プロジェクト推進室 廃止措置計画グループ 課長

関西電力株式会社 原子力事業本部

原子力発電部門 廃止措置技術センター 廃止措置計画グループ リーダー

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 廃止措置グループ 副リーダー 他1名

中国電力株式会社 電源事業本部（放射線安全） 副長 他1名

九州電力株式会社 廃止措置統括室 廃止措置管理グループ 副長 他1名

原子力エネルギー協議会 副長 他3名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等から、配布資料（1）に基づいて、廃止措置プラントにおける定期事業者検査の運用に関する検討状況について説明があり、意見交換を行った。施行日前日において施設定期検査を実施中の施設については、特に施行後に廃止措置計画が認可された施設での定期事業者検査の内容の透明性確保に留意することが必要との認識を共有した。また、原子力規制庁から、廃止措置段階になって最初の定期事業者検査までの間の施設の維持についても留意するよう求めた。

(2) ATENA等から、配布資料（2）に基づいて、廃止措置計画の運用に関する検討状況について説明があり、意見交換を行った。原子力規制庁から、研究開発段階炉等での運用を踏まえ、設計及び工事の方法の認可に相当する工事の方法や品質マネジメントシステム

の記載の整理が必要と考えており、本文としての適切性を判断するため、経過措置としての手続としては変更認可申請を考えていることを説明した。その際、変更認可されるまでの期間の定期事業者検査の取扱いについて整理が必要であることを認識共有した。また、原子力規制庁から、性能維持施設等の記載については、定期事業者検査の対象範囲や判定基準となることから、検査において困らないように整理するよう求めた。

(3) 原子力規制庁から、制度改正に伴い、廃止措置の審査基準も改正予定である旨の説明があった。

6. 配布資料

- (1) 廃止措置プラントにおける定期事業者検査の考え方について（A T E N A 資料）
- (2) 実用炉規則改正に係る廃止措置計画の経過措置の対応について（A T E N A 資料）